

山梨県公報

第三百七十一号

令和五年

四月二十日

木曜日

目次

公 告

- 落札者の決定について……………二七七
○随意契約の相手方の決定について……………二七七
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………二七七
○公共測量の終了……………二七八
○公共測量の実施……………二七八
○都市計画の変更図書の縦覧……………二七九
○政治団体の名称等の届出……………二七九

選挙管理委員会

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 統合宛名システム更新・運用保守業務
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年十一月二十九日

四 落札者

- (一) 名称 株式会社システム・エージ

- (二) 住所 兵庫県伊丹市御願塚三丁目一番十八号

- 五 落札金額 三千六百五十二万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年十月十三日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 財務会計システム第四期統合サーバへの移行作業業務

- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年二月十日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 日本電気株式会社

- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

- 五 契約金額 四千九十二万円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京
さえき 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市西一丁目十一番地の六

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フーズマーケットおかじま七日市場店 山梨
県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久 東京都千代田区外神田二丁目二番十五 号 外一者	変更後	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一 東京都千代田区外神田二丁目二番十五 号 外一者
-----	---	-----	---

- 3 変更の年月日 令和五年三月一日
- 届出年月日 令和五年三月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年八月二十一日日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨
さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 御坂マーケットタウン 山梨県笛吹市御坂町
夏目原字カウド千百十六番
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久 東京都千代田区外神田二丁目二番十 五号 外二者	変更後	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一 東京都千代田区外神田二丁目二番十 五号 外二者
-----	---	-----	---

- 3 変更の年月日 令和五年三月一日
- 届出年月日 令和五年三月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年八月二十一日日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により国土交通省都市局都市政策課から次のとおり公共測量の実施を終
わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の
規定により公示する。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3D都市モデル作成）
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 令和五年二月二十日から令和五年三月二十二日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け
たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十日

- 一 測量の種類 山梨県知事 長 崎 幸太郎
公共測量（航空写真撮影、同時調整、砂防基盤図作成）
- 二 測量の地域 南巨摩郡南部町
- 三 測量の期間 令和五年四月十日から令和五年八月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和五年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 南アルプス都市計画地区計画
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和五年四月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
渡辺たかぞう後援会	渡 邊 隆 三	渡 邊 牧 子	南都留郡忍野村忍草一三六一	令和五年三月九日	令和五年三月九日
今村力後援会パワーズ	市 川 千 寿	五 味 安 則	中巨摩郡昭和町河西一六三〇―二	令和五年三月十五日	令和五年三月十七日
正友会	志 村 篤 彦	井 口 俊 弘	中巨摩郡昭和町西条四二九九	令和五年三月三十一日	令和五年四月四日
奥脇和一後援会	奥 脇 和 哉	渡 辺 英 雄	富士吉田市松山三一六一―二四	令和五年四月一日	令和五年四月四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届 (国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	区分
豊山会		名称
法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体の区分
坂口 岳洋		公職の候補者の氏名
衆議院議員		公職の候補者に係る公職の種類
令和五年三月二十七日		異動年月日
令和五年三月二十七日		届出年月日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
	谷内しげひろ後援会		谷内 眞				令和四年一月十一日	令和五年三月二十七日
	天野はじめ後援会		谷内 茂 浩				令和五年三月十日	令和五年三月二十七日
	桂和会					西八代郡市川三郷町上野一三〇一	令和五年三月十日	令和五年三月十日
	山田七穂後援会		秋山 泉			西八代郡市川三郷町上野一九九一	令和五年二月五日	令和五年三月十日
	保坂武後援会風		小屋 忠 嗣		土屋 実 加藤 正 幸		令和四年十二月四日	令和五年三月十五日
	太田利政後援会					富士吉田市下吉田東四一八一三	令和四年一月一日	令和五年三月十日
	太田利政後援会		滝口 萬 利			富士吉田市上暮地八一八一三	令和元年二月十三日	令和五年三月十日
	紳友会		渡辺 俊 久			南巨摩郡富士川町春米六七二	令和五年三月十日	令和五年三月十日
						南アルプス市小笠原三二一九		
						ONE 二一A LIFE		

新	日本薬業政治連盟山梨支部	久保和博	丹後学	中央市山之神流通団地北二	令和五年四月一日	令和五年四月四日
旧		石下拓也	仁科馨	甲府市徳行四一三三〇	日	日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
佐藤茂樹後援会大樹の会	佐藤茂樹	河野一男	甲府市飯田五一八一六	令和五年三月十一日	令和五年三月十三日
一之瀬しげき後援会	鈴木幹彦	一之瀬学	西八代郡市川三郷町黒沢九三二	令和五年三月十六日	令和五年三月二十日
明友会	近藤明忠	近藤達男	都留市古川渡八四九	令和四年十二月二十日	令和五年三月二十日
陸実会	花形幹夫	池谷賢一	甲府市中畑町九二七一七	令和四年十二月三十一日	令和五年三月十七日
鳴ゆう会	小林優	小林昭一	南都留郡鳴沢村三三四九	令和四年十二月三十一日	令和五年三月十九日
小林ひろゆき後援会	小林弘幸	野島昌国	大月市大月三一六一一	令和四年十二月三十一日	令和五年四月五日
深呼吸のできる山梨	坂本浩臣	野島昌国	大月市大月三一六一一	令和四年十二月三十一日	令和五年四月五日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	諏訪桂一		桂和会	西八代郡市川三郷町上野一三〇一		令和五年三月十七日	令和五年三月十七日
旧				西八代郡市川三郷町上野一九一		令和五年三月十七日	令和五年三月十七日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
坂口岳洋	衆議院議員	豊山会	笛吹市石和町今井二九六一三	坂口岳洋	令和五年三月二十七日	令和五年三月十七日
佐藤茂樹	県議会議員	佐藤茂樹後援会大樹の会	甲府市飯田五一八一六	佐藤茂樹	令和五年三月十一日	令和五年三月十三日

小林

優

村長

鳴ゆう会

南都留郡鳴沢村三三四九

小林

優

令和四年十二月三十一日

令和五年三月二十九日